

会議録
令和3年第4回更別村議会臨時会
第1日（令和3年10月19日）

◎議事日程（第1日）

- 第 1 会議録署名議員指名の件
- 第 2 議会運営委員長報告
- 第 3 会期決定の件
- 第 4 諸般の報告
- 第 5 議案第84号 監査委員の選任につき同意を求める件
- 第 6 議案第85号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件
- 第 7 議案第86号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の件

◎出席議員（7名）

| | | | | | |
|----|----|------|-----|----|------|
| 議長 | 8番 | 高木修一 | 副議長 | 7番 | 織田忠司 |
| | 1番 | 遠藤久雄 | | 3番 | 小谷文子 |
| | 4番 | 松橋昌和 | | 5番 | 太田綱基 |
| | 6番 | 安村敏博 | | | |

◎欠席議員（1名）

2番 上田幸彦

◎地方自治法第121条の規定による説明員

| | | | |
|------|------|--------|------|
| 村長 | 西山猛 | 副村長 | 大野仁 |
| 教育長 | 荻原正 | 代表監査委員 | 笠原幸宏 |
| 総務課長 | 末田晃啓 | 企画政策課長 | 本内秀明 |
| 産業課長 | 高橋祐二 | 診療所事務長 | 酒井智寛 |

◎職務のため出席した議会事務局職員

| | | | |
|------|------|----|------|
| 事務局長 | 佐藤敬貴 | 書記 | 南雲美幸 |
| 書記 | 伊東秀行 | | |

(午前10時00分開会)

◎開会宣告

○議長 開会に先立ち、議員の出欠につきまして、2番、上田議員より欠席の届出がありましたので、報告いたします。

ただいまの出席議員は7名であります。

定足数に達しておりますので、これより令和3年第4回更別村議会臨時会を開会いたします。

村長より招集の挨拶があります。

西山村長。

○村長 皆さん、おはようございます。本日ここに令和3年第4回更別村議会臨時会の招集をお願い申し上げましたところ、議員各位の皆様におかれましては大変ご多忙の中ご出席を賜り、厚く御礼を申し上げます。

初めに、コロナワクチンの接種状況であります。10月16日現在で接種率は12歳以上の希望者の1回目終了が2,600人で90.56%、2回目が2,575人で89.69%となっております。おおむね集団接種については終了となりました。今月からは、12歳の誕生日を迎える希望者、そのほかの希望の方々につきましては中札内村村民も含めて2村を対象に週1回、更別診療所で接種を行うこととしております。開始しております。今後とも気を緩めることなく感染拡大防止に努めてまいりたいと考えております。

さて、10月15日、再提出を求められていた国家戦略特区スーパーシティの提案書を国に提案いたしました。その前の13日には住民説明会を開催し、主に追加の新規事業について説明を行い、その後意見交換を実施しました。今回は、地域内で循環するエネルギー消費や新たにコミュニティーナースの導入による高齢者の見守り、AIの映像解析技術の導入による健康見守り体制などを追加するとともに、規制改革項目は10項目に精査し、じいちゃんばあちゃんの生活の質日本一、100歳になってもワクワク働けてしまう奇跡の農村の実現を合い言葉に、村民同士のつながりやコミュニティーを大切にしながら、医療や移動、エネルギーなどの分野で人工知能AIなどの先端技術を活用し、人口減少、少子高齢化、コロナ禍における村の様々な課題をしっかりと解決していきたいと考えております。今後再度の有識者、専門家委員会のヒアリングを経て、年内にエリア指定がなされる見通しであります。村としてもこれまでの4年間の取組の集大成として、また20年、30年後の豊かで持続可能な更別村の実現のためにスーパーシティ獲得に向けて全力で取り組んでまいり所存であります。

さて、農作物の収穫等につきましては、豆類は大豆が収穫中で、ほかはおおむね終了とお聞きしております。てん菜は、早出しの収穫が始まり、秋まき小麦は出芽も平年並みに進んでいるようであります。ただ、コロナ禍における消費の落ち込みから生乳の生産制限等の情報もあり、農畜産物の市場価格の低迷も非常に懸念される所でございます。今後安全かつ順調に収穫作業が終了され、豊穰の出来秋となることを切に願っております。

本臨時会におきましては、更別村監査委員の選任につき同意を求める件、令和3年度一般

会計補正予算の件、令和3年度国民健康保険特別会計補正予算の3件につきましてご審議をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶といたします。どうかよろしくお願いいいたします。

○議 長 村長の挨拶が終わりました。

◎開議宣告

○議 長 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

◎日程第1 会議録署名議員指名の件

○議 長 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第118条の規定により、議長において3番、小谷さん、4番、松橋さんを指名いたします。

◎日程第2 議会運営委員長報告

○議 長 日程第2、議会運営委員長報告を行います。

さきの本会議において議会運営委員会に付託いたしました本臨時会の議事、運営等に関し、協議決定した内容についての報告を求めます。

安村議会運営委員長。

○安村議会運営委員長 議会運営委員会において協議決定した内容をご報告いたします。

さきに第4回議会臨時会の議事運営等に関して議長から諮問がありましたので、これに応じ10月18日午前10時より議会運営委員会を開き、付議事件及び議事日程並びに会期等について慎重に協議をいたしました。

その結果、会期については提出案件の状況などを考慮し、検討した結果、本日1日間とすることが適当であると認められました。

以上、委員会での結果を報告申し上げましたが、本臨時会の議事運営が円滑に行われますようよろしくお願い申し上げます。

○議 長 委員長報告が終わりました。

なお、ただいまの委員長報告に対する質疑は省略いたします。

◎日程第3 会期決定の件

○議 長 日程第3、会期決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間といたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。
したがって、会期は1日間と決定しました。

◎日程第4 諸般の報告

○議 長 日程第4、諸般の報告をいたします。
諸般の報告は、印刷してお手元に配布しておきましたので、ご了承願います。

◎日程第5 議案第84号

○議 長 日程第5、議案第84号 監査委員の選任につき同意を求める件を議題といたします。

地方自治法第117条の規定により除斥に該当すると認められますので、松橋さんの退場を求めます。

(松橋議員退場)

○議 長 提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第84号 監査委員の選任につき同意を求める件であります。

村監査委員に次の者を選任したいので、地方自治法（昭和22年法律第67号）第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

議会からご推薦をいただいた方は、更別村字上更別南10線91番地2にお住まいの松橋昌和氏であります。昭和22年11月28日生まれ、73歳であります。

松橋昌和氏を監査委員として選任いたしたいので、議会の同意をお願いするものであります。

よろしくお願いを申し上げ、提案理由とさせていただきます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。
質疑の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

本案は、人事案件でありますので、討論を省略いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第84号 監査委員の選任につき同意を求める件は、これに同意することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、議案第84号 監査委員の選任につき同意を求める件はこれに同意することに決定しました。

松橋議員の着席を求めます。

(松橋議員入場)

○議 長 松橋さんにお知らせいたします。

地方自治法第196条第1項の規定による議員選出の監査委員にあなたが選任されました。今後監査委員としてご尽力いただきますようよろしくお願いいたします。

◎日程第6 議案第85号

○議 長 日程第6、議案第85号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第85号 令和3年度更別村一般会計補正予算（第7号）の件であります。

第1条として、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,337万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,676万3,000円とするものであります。

なお、大野副村長に補足説明をいたさせます。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願いいたします。

○議 長 大野副村長。

○副 村 長 それでは、令和3年度更別村一般会計補正予算（第7号）につきましてご説明いたします。

令和3年度更別村一般会計補正予算は、第1条のとおり歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ9,337万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ48億3,676万3,000円とするもので、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」によるものでございます。

続きまして、歳入歳出補正予算事項別明細書によりご説明させていただきます。まずは、歳出からご説明いたします。6ページをお開き願います。款2総務費、項1総務管理費、目4地方振興費は7,634万2,000円を追加し、補正後の額を2億1,806万6,000円とするものでございます。説明欄（1）、情報通信技術利活用事業は、更別村や民間事業者など様々なステークホルダー、地域住民を含めました利害関係者がデータを自由かつ効率的に利活用できる都市OS及びインターフェースの構築、保守、管理等を業務委託するものでございます。この事業は、スーパーシティ構想に基づく更別村で提供されます最先端的サービス間でのデータ連携を行うために必要な都市OSを構築するものでございます。少し技術的な説明となり、大変恐縮ではございますが、本事業は村でパソコンを購入する、行政システムを構築する、物理的なサーバーを購入するというものではなく、事業者が用意いたしますクラウドサービスを利用して、クラウドサーバーと言われるものにシステムを構築し、インターネットを通じまして様々なデータのやり取りを行うものでございます。更別村で都市OSの運用が開始されますと、村が保有する行政サービスの情報、防災に関する情報、デマンド交通など移動に関する情報のほか、農業、エネルギー、医療、福祉などに関する様々な情報につきまして都市OSを通じて官民のステークホルダーがデータを相互に利用、連携す

ることが可能となり、村民の皆様になんかサービスを提供できるものと考えております。なお、実際に運用開始する前には、当然のことですが、住民の皆様に対して丁寧に説明する必要があると考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

では、補正予算の説明に戻らせていただきます。款4衛生費、項1保健衛生費、目4診療所費は70万4,000円を追加し、補正後の額を1億665万5,000円とするものでございます。説明欄(1)、特別会計(診療施設勘定)繰出金は、特別会計診療施設勘定に繰り出すもので、併せまして特別会計補正予算診療施設勘定第2号を提出させていただいております。こちらにつきましては、北海道家庭医療学センターと更別村との業務提携20周年を記念いたしまして、記念誌を共同で作成するためでございます。

7ページをお開き願ひます。款6農林水産業費、項1農業費、目2農業振興費は1,601万円を追加し、2億8,496万円とするものでございます。説明欄(1)、農業振興補助金等は、畑作構造転換事業につきまして新規に採択されたためでございます。

目3農地費は32万2,000円を追加し、1億9,039万4,000円とするものでございます。説明欄(1)、用水施設維持管理費は、畑かん給水施設を修繕するためでございます。

歳出の説明は以上とさせていただきます。

次に、歳入についてご説明させていただきます。5ページをお開き願ひます。款10地方交付税、項1地方交付税、目1地方交付税は4,010万円を追加し、補正後の額を1億9,151万円とするものでございます。普通交付税の増加によるものでございます。

款14国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金は3,726万8,000円を追加し、補正後の額を1億3,701万6,000円とするものでございます。情報通信技術利活用事業費補助金は、更別村で提供されます最先端のサービス間でのメーカー連携を行うために必要な都市OSを構築するための補助金でございます。

款15道支出金、項2道補助金、目4農林水産業費道補助金は1,601万円を追加し、補正後の額を2億5,765万4,000円とするものでございます。畑作構造転換事業が認められたためでございます。

令和3年度更別村一般会計補正予算(第7号)の説明は以上でございます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

6番、安村さん。

○6番安村議員 まず、7ページになります。今回の農業振興費の関係の補助金の関係で少しお尋ねしたいというふうに思っています。

これは、道の主管事業でございますので、村の直接的な責任はないと思うのですが、本事業における計画申請並びにそれ以降の在り方についてということで、これは令和3年度の事業採択ということになれば、内容からすると多分農業機械の関係が申請されたと思うのですが、播種期あるいは収穫期という部分の機械であるとするならば、もう10月の中を延々と過ぎようとしている。冒頭で村長もご挨拶があったように、もう既にビート

の収穫体制、あと大豆の一部収穫ということが残っているという中で、ここでの採択ということについては非常に違和感を感じているところでございます。これは、令和3年度の事業計画ということになれば、農業機械等を導入するという話になれば、これは今年間に合わないという形になって、令和4年度の作業機等の利用という形になると思うのですけれども、実質的にこれからそれらの機械をそろえてという話になってくると、来年度の事業になってしまうということが心配されます。やはりせっかく農家の方がこのような畑作構造転換、非常に農業に力を入れている事業に対して、道も含めて支援していただけるということは大変ありがたいことで、農業者にとってもこれからの農業の経営についても必ず利益となるというふうに捉えてはいますけれども、どうもその点のやり取りの中で違和感をどうしても感じざるを得ません。できれば農業者がそういう部分の高度な農業機械等の利用がという希望があるのであれば、やっぱり収穫期だったら収穫期に間に合うような対策というのが僕は必要でないかなというふうに思っていますけれども、それらについての捉え方と、今年多分これ間に合わないの、これから導入ということになれば間に合わないという経過もあるので、それらのこういうものの取組を含めて、やはりしっかり道に申し出ることは申し出て、その点構築していただきたいというふうに思っています。もし仮に導入が今年度難しいという話になれば、これは相手もあることです、機械屋さんもあることです、当然その部分で来年度の導入という話になれば、繰越明許費になるかどうか分からないのですけれども、そういう措置も講じなければならぬという一面も出てくるような気もしていますので、その点本当に実のある事業であるとするならば、やっぱりそれは確実に適期に導入できるような形で推進を図れるよう村からも要請していただきたいし、そういう分の取り進めもしていただきたいということでお願いしたいというふうに思っていますけれども、その点の見解を求めます。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 畑作構造転換事業なのですが、議員おっしゃるとおり、今回このような時期の補正ということで、これから年度内の導入に向けて事務、購入等を取り進めていくこととなります。ただ、こちらのほうも一応補助金の採択等につきましては、例年このような時期になっているところでございまして、なかなか年度内に納めるのもぎりぎりというふうな状況もあろうかと思えます。ただ、このような状況でございまして、今年についても年度内の導入についてはある程度確保できるものと見込んでおりますけれども、確かにせっかく導入するものですから、適期に導入できるものであればそのようにしたいのですが、何せ国、道の手続が今時期になるものですから、このような状況になっているところでございませぬ。機会がありましたら、そのような部分についても確認等を進めていきたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 ただいま説明いただきまして、決して村のどうのこうのじゃなくて、やっぱ

り上からの計画も含めてということの採択がということが、これは十分、十分というか、過去もそのような形で来ていたというのは私も承知はしています。ただ、やはり令和3年度の事業ということになれば、やっぱりそこは希望者がいるのであれば、農業者の希望があるのであれば、やはり収穫期等に間に合うような形の最善の努力を村としてもしていただきたいという私は強い要望をしたいというふうに思っているのです。確かに年度内ということになれば、実質的に今から発注して、来年の今頃、8月、9月に利用するという形になれば、農業者のことですから、1年ぐらいの我慢はできるかもしれないですけれども、利用としての。ただ、やはり令和3年度の事業だよということになれば、せっかく今年使いたいという希望もある中で申請だと思いますので、その点の配慮をよろしくお願ひしたいというふうに思っていますし、そういう改善できる点は改善するという形でぜひとも進めていただきたいということをお願いしたいというふうに思います。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 先ほど申しましたように、今年度導入ということで、実際使うのは来年度早々ということになるのですけれども、あくまでもこの機械、確かに収穫期であれば秋口に使うということもございますけれども、種まき機械等であれば春先で使うということもございまして、その一連の中でこのような時期になっているのかなど。要するに今回導入することによって、播種機については令和4年度当初から使えるというふうなこともございますので、このような時期になっているのかというふうに思っております。そういった部分も踏まえて、先ほど申しましたように可能であるのであれば、そういうふうな対応というのも考えてまいりたいというふうに思っているところでございます。

以上でございます。

○議 長 6番、安村さん。

○6番安村議員 多分今傍聴に来られている方も農業機械の関係って何が何だかよく分からない方が多分お話を聞いていると思うのです。最後なのですけれども、これは農業機械と私も言ってしまうかもしれませんが、内訳だけはきちっとやっぱり明確にしておいたほうが今回の論議としては内容が見えるのかなと思いますし、傍聴されている方もおまえら何言っているのだというような感覚しかないので、播種機であれば播種機、収穫機であれば収穫機、どれだけの要望があつてというのを付け加えた中で、前後してしまいますけれども、そういう説明をいただければ分かりやすいかなというふうに思いますので、よろしくお願ひいたします。

○議 長 高橋産業課長。

○産業課長 どうもすみませんでした。今回のこの導入に当たっては、豆用の作業機械で真空播種機が1台とバレイショ用作業機械でポテトハーベスター2台というふうな内訳になっているところでございます。

以上でございます。

○議 長 西山村長。

○村 長 安村議員さんお話し、今ご指摘もそのとおりだと思います。

収穫時期、もう終了時期ということで、私のところにもいろいろな関係書類がJAさん等を通じて回ってきて、そして村から申請出さなければいけないというところがありますので、私、道の農政部、そして国に来月行きますので、農水省の関係の方にお話をしてきます。やっぱり年度の計画も立てて、そして購入ということですから、生産者の皆様は一日も早くそういう機械を使いたいということで、それで申請をしているのですから、それが遅くなるということは、その手続上も簡略化する、あるいは迅速にするということは必要であるというふうに私も問題として捉えましたので、その旨関係機関に働きかけてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○議 長 5番、太田さん。

○5番太田議員 6ページ、説明欄(1)、情報通信技術利活用事業について、都市OS及びインターフェース構築委託料というところなのですが、冒頭副村長の説明にあったように、クラウド上でサーバーで管理するというところのシステム構築だとは思いますが、これに企業が入って、これからハイテクな時代になって横との連携、デマンドや医療、農業、そういったいろいろなことに関するつながりということで、必要なサーバーであるということは理解できるのですが、これが企業と連携して、あとそのほかに副村長も住民ということもおっしゃっていたのですが、住民がどのようにこのクラウドサーバーを活用してアクセスしていきけるのかということも補足説明いただきたいなと思います。

また、この委託先というところも加えてどこに委託するのかということも教えていただければと思います。

○議 長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 都市OSの住民の利活用の方法ということでございますけれども、直接的に都市OSを住民の方が利用するというようなイメージではございませんが、今後村のほうでも様々な行政サービスの効率化を図っていくということを考えてございます。その上で、これからまだ具体的に構築できていないものもございしますが、例えば電子申請サービス、そういったものを使いたい。今後村がそういうものを整備した場合に、例えば個人がお持ちのスマートフォンを活用されたりパソコンからの電子申請を行う際に、これまでは手書きでいろいろなデータをそれぞれの個別の業務ごとに申請をいただいて、それを処理するというようなことをしていたわけですが、その申請内容等を簡便にできるというようなこととなります。ご本人が端末を操作することで、その都市OSを介してそのサービスを行うシステムのほうにアクセスをすることで、ご本人の確認等が容易になるというところでございます。あくまでも都市OSにはデータ、個人情報等は持っておりませんので、あくまでもそこにアクセスをすることで本人確認が可能となるというようなシステムをつくるというものでございます。これができることで、これまで手書き申請を行って

いたものですとか、これまでもパソコン上で申請書のフォームを用意していて、それに入力して出してくださいといったものがさらに効率いいようなシステム構築が、これは民間の企業等に開発をしていただいて、行政サービスとして活用するというようなことが可能になるというふうに考えているところでございます。差し当たって来年以降は、現在進んでいるデマンド交通等の運行アプリも今動いているところでございますが、こういったものとの連携も検討に入れながら進めてまいりたいというふうに考えているところでございます。

また、委託先でございますが、事前に国のほうに申請をする際に見積りを徴取してございまして、その中で有利な価格の提示があったところをまず第一に想定してございまして、現在スーパーシティ等の関連企業でご協力をいただいている株式会社長大、この中でNEC、日本電気株式会社の中でインターフェースの構築を除く部分を、都市OSの本体の部分はNECが行って、インターフェースの構築をトータル的に行うのが長大というような形での委託業務を想定しているところでございます。

以上です。

○議長 5番、太田さん。

○5番太田議員 ということで、次に管理体制についてなのですが、サーバーを通してということですが、個人情報の漏えいとか、そういったものはないとおっしゃっていたのですが、仮にシステム障害等あったときには、村はどのように障害があったことを知って、どこがその障害に対応していくのかというところの説明がいただきたいのと……まずはその障害があったときの対応。

そのほかに、やっぱり新たに新しいものだと思うのですが、そのメリットの面では先ほどおっしゃっていたことと多々あると思うのですが、逆にデメリットの部分、村にとって課題となる部分、今後見えてくる課題となる部分がありましたら補足で説明いただければと思います。

○議長 本内企画政策課長。

○企画政策課長 まず、都市OSに何らかのトラブルがあった場合の対応方法ということでございますが、クラウドシステムではございますが、当然保守管理等は必要になるかと思っております。保守管理は、別途委託契約等で維持をしていかなければならないということございまして、今回の予算の中にも保守・管理・点検委託の部分で127万8,000円計上させていただきます。これは委託期間が完了した後の今年度末までの委託料ということで積算してございます。新年度以降の保守経費についても別途当初予算に計上していきたいと考えておりますが、こちらの保守の内容等については金額的にも結構高額にもなりかねないものですから、内容等を十分精査した上で保守管理の内容等を企業とも調整を図りながら検討してまいりたいというふうに現在考えております。

もう一点、メリットの件、デメリットのということでございますが、現在のところ想定、この都市OSを導入することで不都合が生じるといったことは、特段想定は現在のところはしてございません。それぞれのサービスをこの後有効に、有効なサービスをどれだけ住民

の皆さんに提供できるかというところに尽力したいなと思っているところでございますが、ここが余り活用されないということになりますと、ただ単に保守だけを行っていくということで、経費だけがかかっていってしまうということになりかねないものですから、ここは速やかに様々なサービスの提供について検討を進めていきたいと考えているところでございます。

○議 長 そのほかありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これで討論を終わります。

これから議案第85号 令和3年度更別村一般会計補正予算(第7号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7 議案第86号

○議 長 日程第7、議案第86号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

西山村長。

○村 長 議案第86号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件であります。

第1条といたしまして、診療施設勘定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ70万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3億2,540万2,000円とするものであります。

初めに、診療施設勘定の歳入からご説明を申し上げます。6ページをお開きいただきたいというふうに思います。歳出であります。款1総務費は70万4,000円を増額し、補正後の予算額2億5,447万8,000円とするものであります。項1総務管理費、目1一般管理費、説明欄にまいりまして、(1)、総務一般事務経費、節18負担金補助及び交付金は、北海道家庭医療学センターとの業務提携20周年記念誌作成のための負担金であります。更別村の医療体制におきましては、平成13年5月から医療法人社団カレスアライアンスとの業務提携により医師の出向を受けられることとなりました。平成20年には、カレスアライアンスから北海道

家庭医療学センターが独立したことにより業務提携先を変更し、今日に至っております。今年で当初から数えて20年が経過をしております。過日、北海道家庭医療学センターより20年を機に記念誌を作成したいので、更別村の協力と作成に係る経費の2分の1を負担してほしいとの申出がありました。現在の安定した医療体制を構築できておりますのは、ひとえに家庭医療学センターとの業務提携によるところが大きく、この申出に賛同し、協力したいと考えます。つきましては、作成経費の2分の1であります70万4,000円を負担金として計上させていただいております。記念誌につきましては、A4カラー12ページで200部作成される予定であります。100部を更別村に納めていただけることになっております。

続きまして、歳入にまいります。5ページをお開きいただきたいと思います。款5繰入金は70万4,000円を増額し、補正後の予算額を1億2,441万8,000円とするものであります。項1他会計繰入金、目1一般会計繰入金、説明欄にまいります。その他運営補てん分は歳出でご説明いたしました記念誌作成負担金分として繰り入れるものであります。

以上、ご提案申し上げ、ご審議方をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 説明が終わりましたので、これから本案に対する質疑を行います。

質疑の発言を許します。

7番、織田さん。

○7番織田議員 ただいまの記念誌の話なのですけれども、補正で出てきたわけなのですけれども、この話というのは突然出てきたのか。記念誌作るということは、作る医療学センターのほうも事前から契約されたと思うのです。その辺の補正に出てくる部分であれば、もし早い時期であれば、やはり当初予算に組めたと思うのですけれども、その辺のいきさつをひとつお願いいたします。

○議 長 酒井診療所事務長。

○診療所事務長 更別村といたしましては、業務提携20周年の節目といたしまして、開村記念日に開催しました功労者表彰式におきまして更別村表彰規則により表彰状を授与させていただいたところでございます。この記念誌につきましては、当初村として作成の計画はなかったところですが、その功労者表彰の際に村長と家庭医療学センターの理事長との懇談の中でご提案がありまして、協力して作成したいということになりまして、今回のご提案とさせていただいたところでございます。

○議 長 7番、織田さん。

○7番織田議員 今話聞いて愕然としたわけなのですけれども、突然、分からないわけではないのですけれども、雑談の中でお互いが、では作りましょうかという話で簡単に出てきたような気がするのです。その中で既に70万、両方で140万ぐらい必要なわけなのですけれども、きちんとした計画に基づいて出てきた予算なのか。表彰式は非常に新しいですね、話が。それで、既に予算をきちっと組んでいるというのがちょっと腑に落ちない点もあるのですけれども、これは村長は自ら自分の思いもあると思うので、答弁をお願いいたします。

○議 長 西山村長。

○村 長 織田議員さんおっしゃるとおりです。

20周年迎えましたので、この間広報で特集をさせていただいて、自分も村長室だよりで書かせていただきました。振り返りますと、私も三十数年前にこちらのほうに戻ってきましたけれども、そのときに無医村時代もあり、非常に苦労した状況がありました。皆さん方、非常に不安を抱えて、出向してくれるお医者さんも常時いるわけではなくて、また出費のほうも非常に経費も、本当に来ていただくのにかかなりの高額の高額があったと。当初から20周年ということで、何かイベントとか考えてもいいよねというような話も理事長とは話もしていましたし、山田先生とも、ドクターとも話をしていました。ただ、このコロナ禍の状況の中では、人が集まったり講演をしたりということは、これは不可能であろうということもありますし、ただ20年の足跡についてはしっかり残しておく必要がありますよねというようなことで、この間理事長から、山田先生とお二人、事務長も来ましたかな、話があって、実はそういう足跡をしっかり作りたいのだと。それについては若干の経費がかかるということで、できたら協力をいただけないかというお話を伺ったのです。村としても、これまでのいろんな経過とか、本当に日鋼室蘭病院のほうから、あの当時、村長をはじめ、総勢で行ってお願いを何回もしてきたということと、そのつながりから、先ほどありましたカレスアライアンスですか、そして家庭医療学センターということで、でもずっと一貫して山田ドクターとか、その部分で本当にほかの町村から見ても4人が常勤でいて、24時間の救急体制と入院と訪問診療ができるというのは、やっぱりうちは本当に私は恵まれていると思いますし、本当に感謝しなければいけませんし、コロナも早く接種ができた。そして、両村にまたがって今後も2月までは国からありますので、3回目どうなるか分かりませんが、その対応もしっかりしていただけるということとお話をしています。今回急な話ということで、本当は織田議員さんおっしゃるように、当初そういう形で記念誌を作るとか、あるいは記念行事をするとかというふうなのがあったのですけれども、その辺の部分が非常に曖昧、曖昧と言ったら申し訳ないですけれども、なかなか話が進まない状況の中で表彰させて、感謝状を出させていただいたときに理事長からそういう申出ありましたので、その点については村民の皆さんも納得していただけるかなと思って、今回議会に、本当に補正という形で大変申し訳ないのですけれども、出させていただいたということで、しっかりと更別村の診療体制とか医療体制を足跡として残していただきたいという思いから今回計上させていただきました。どうかひとつご理解をよろしく願いたいというふうに思います。

以上であります。

○議 長 ほかにありませんか。

(なしの声あり)

○議 長 これで質疑を終わります。

これから本案に対する討論を行います。

討論の発言を許します。

(なしの声あり)

○議 長 これでは討論を終わります。

これから議案第86号 令和3年度更別村国民健康保険特別会計補正予算(第3号)の件を採決いたします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(異議なしの声あり)

○議 長 異議なしと認めます。

したがって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議 長 以上をもって本臨時会に付議された案件は全部終了いたしました。

これにて令和3年第4回更別村議会臨時会を閉会いたします。

(午前10時49分閉会)

上記会議の経過は、その内容と相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

更別村議会議長

同 議員

同 議員